第6回岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和 4 年 1 月 21 日 (金) 午後 1 時 00 分~ 場所 庁舎 6-1 会議室

1 発生状況について

資料 1

2 岐阜県の対応について

資料 2

3 岐阜市の対応について

資料 3

4 その他

【配布資料】

資料 1 岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について(R4.1.19 公表時点)

資料 2 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会(第38回)対策本部本部員会議(第50回)

資料3 新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第9版)一部改定(案)

参考 1 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議席表

岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について(R4.1.19公表時点)

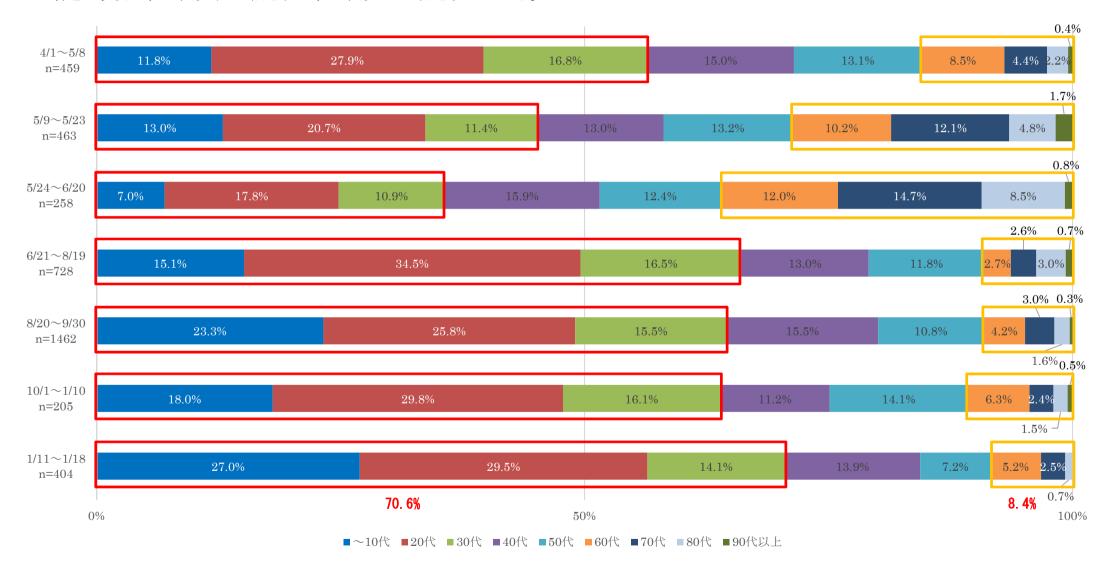
1 感染者数推移(週計)

・累計5,264人の感染者が発生。1月に入り急激に増加し、3週間足らずで新規感染者が469人発生している。

・一週間の**人口10万人あたり**の感染者数は、1/13~1/19の一週間において**109.18人**となった。 参考 (1/13~1/19での比較) 全国:147.44人 岐阜県:96.63人 愛知県:147.87人 ■週の感染者数(人) -感染者数累計(人) 169 1000 300 68 78 100 39 7/13~ 7/20~ 7/27~ 8/3~ 8/10~ 8/17~ 8/24~ 8/31~

2 年代別割合の比較(令和3年4月以降)

- ・30代以下が70.6%、60代以上が8.4%となっている。
- ・最近の状況は、30代以下が7割を占め、60代以上は1割を切っている。



※割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない場合があります。

岐阜県新型コロナウイルス感染症 対策協議会(第38回) 対策本部本部員会議(第50回)

日 時:令和4年1月20日(木)

13:00~

場 所: 県庁4階 特別会議室

1 感染状況

資料 1

2 県の対策

(1) まん延防止等重点措置区域の指定を受けて(案) 資料2-1

(2)「第6波」非常事態宣言(令和4年1月20日変更案) 資料2-2 (参考)

- 福祉施設に対する予防的検査事業について

参考資料 1

県内無料検査登録事業者一覧

参考資料 2

市町村独自の対策(美濃加茂市)

参考資料3

岐阜県新型コロナウイルス感染症

対策協議会(第38回) 対策本部本部員会議(第50回) 出席者名簿 日時:令和4年1月20日(木)13:00~ 場所:岐阜県庁4階 特別会議室

1 市町村

1 1 1 11 11 1			
市名	氏名等	-	備考
岐阜市	柴橋 正直	市長	ΤV
大垣市	石田 仁	市長	ΤV
高山市	國島 芳明	市長	ΤV
多治見市	古川雅典	市長	ΤV
関市	尾関 健治	市長	ΤV
中津川市	青山 節児	市長	ΤV
美濃市	武藤 鉄弘	市長	ΤV
瑞浪市	水野 光二	市長	ΤV
羽島市	松井 聡	市長	ΤV
恵那市	小坂 喬峰	市長	ΤV
美濃加茂市	伊藤 誠一	市長	ΤV
土岐市	加藤 淳司	市長	ΤV
各務原市	浅野 健司	市長	ΤV
可児市	冨田 成輝	市長	ΤV
山県市	林 宏優	市長	ΤV
瑞穂市	森 和之	市長	ΤV
飛騨市	都竹 淳也	市長	ΤV
本巣市	藤原 勉	市長	ΤV
郡上市	青木 修	副市長	ΤV
下呂市	山内 登	市長	ΤV
海津市	横川 真澄	市長	ΤV

町村名		氏名等		備考
岐南町	小島	英雄	町長	ΤV
笠松町	古田	聖人	町長	ΤV
養老町		孝	町長	ΤV
垂井町	片岡	兼男	副町長	ΤV
関ケ原町	西脇	康世	町長	ΤV
神戸町	谷村	成基	町長	ΤV
輪之内町	木野	隆之	町長	ΤV
安八町	堀	正	町長	ΤV
揖斐川町	岡部	栄一	町長	ΤV
大野町	宇佐美	晃三	町長	ΤV
池田町	岡﨑	和夫	町長	ΤV
北方町	戸部	哲哉	町長	ΤV
坂祝町	柴山	佳也	町長	ΤV
富加町	板津	德次	町長	ΤV
川辺町	佐藤	光宏	町長	ΤV
七宗町	加納	福明	町長	ΤV
八百津町	金子	政則	町長	ΤV
白川町	細江	茂樹	町長	ΤV
東白川村	桂川	憲生	副村長	ΤV
御嵩町	渡邊	公夫	町長	ΤV
白川村	成原	茂	村長	ΤV

2 各種団体

団体名	氏名等
岐阜県医師会	河合 直樹 会長
岐阜県歯科医師会	近藤 万知 常務理事
岐阜県薬剤師会	日比野 靖 会長
岐阜県病院協会	冨田 栄一 会長
岐阜県看護協会	青木 京子 会長
岐阜県観光連盟	桂川 淳 常務理事
岐阜県経営者協会	安藤 正弘 専務理事
岐阜県商工会議所連合会	村瀬 幸雄 会長

団体名	氏名等
岐阜県商工会連合会	野原 茂基 専務理事
岐阜県中小企業団体中央会	川本 敏 専務理事
岐阜県経済同友会	鈴木 良春 筆頭代表幹事
岐阜県商店街振興組合連合会	日比野 豊 理事長
岐阜県農業協同組合中央会	櫻井 宏 会長
大垣銀行協会	竹中 哲夫 公務金融部長
日本政策金融公庫 岐阜支店	梅沢 光一 支店長
岐阜労働局	水端 盛仁 雇用環境·均等室長

3 専門家

所属名	氏名等	
ぎふ綜合健診センター	村上 啓雄 所長	

4 県

	氏名
知事	古田 肇
議長	佐藤 武彦
厚生環境委員会委員長	高殿 尚
副知事	平木 省
副知事	河合 孝憲
教育長	堀 貴雄
警察本部警備部長	木下 裕
秘書広報統括監	尾鼻 智
総務部長	横山玄
清流の国推進部長	丸山 淳
危機管理部長	渡辺 正信
環境生活部長	内木 禎
県民文化局長	市橋 貴仁
健康福祉部長	堀 裕行

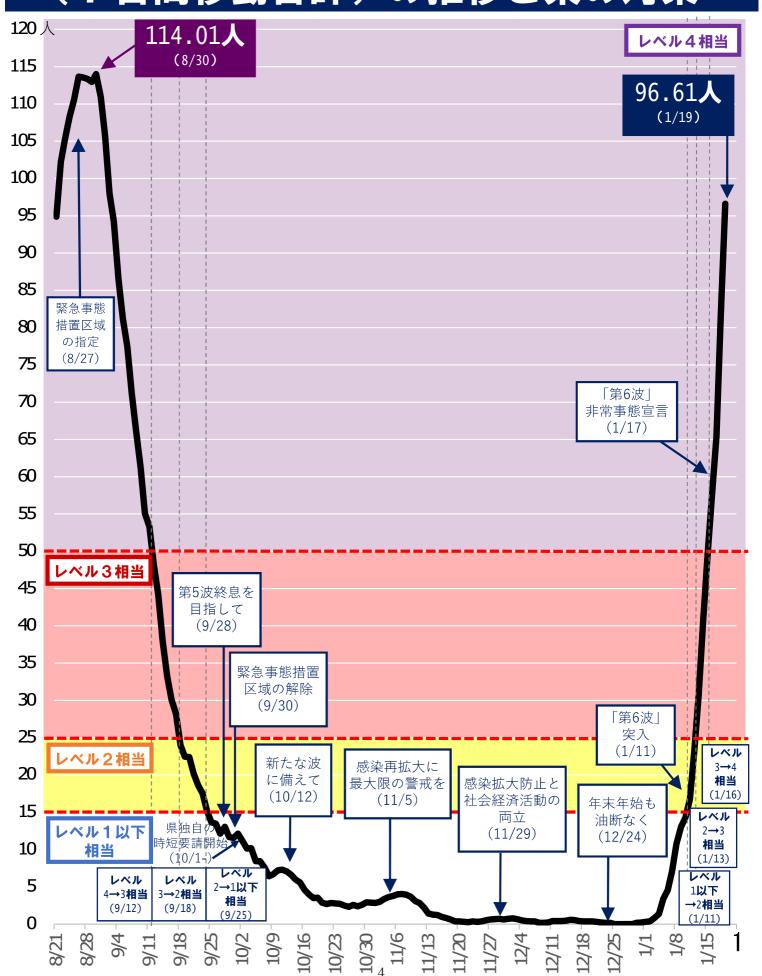
	氏名
子ども・女性局長	安江 真美
商工労働部長	崎浦 良典
観光国際局長	矢本 哲也
農政部長	長尾 安博
林政部長	高井 峰好
県土整備部長	船坂 徳彦
都市建築部長	大野 真義
都市公園整備局長	湯澤 将憲
会計管理者	西垣 功朗
議会事務局長	服部 敬
人事委員会事務局長	村田嘉子
監査委員事務局長	三田村 俊史
労働委員会事務局長	樋口 博久
健康福祉部次長	篭橋 智基

岐阜県新型コロナウイルス感染症 対策協議会(第38回) 対策本部本部員会議(第50回) 配席図

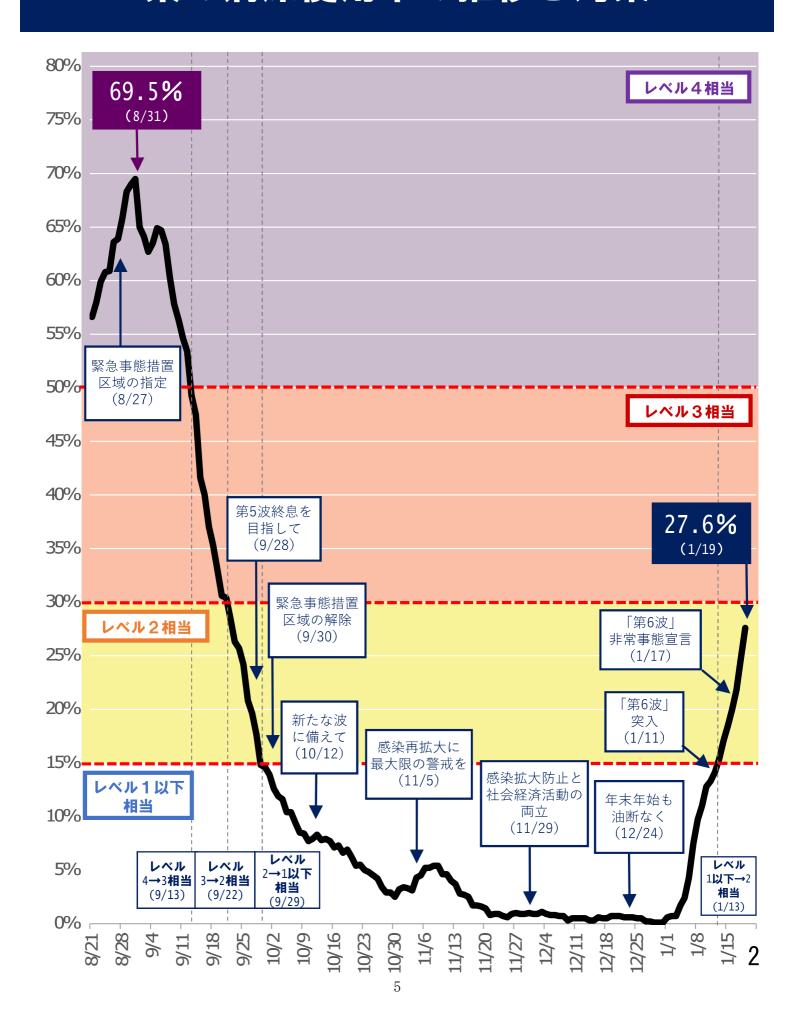
令和4年1月20日(木)13:00~ 4階特別会議室

出入口 岐阜県看	護協会 〇 ○ 岐阜	県病院協会	
岐阜県観光連盟 〇		〇 岐阜県薬剤師会	
岐阜県経営者協会 〇		○ 岐阜県歯科医師会	議会事務局長
岐阜県商工会議所連合会 〇		〇 岐阜県医師会	商工労働部長
岐阜県商工会連合会 〇		ぎふ綜合健診センター_ 〇 村上 所長	— 環境生活部長
岐阜県中小企業団体中央会 〇		○ 高殿厚環委員長	健康福祉部
岐阜県経済同友会 〇		│ ○ 佐藤議長	— 健康福祉部
 岐阜県商店街振興組合連合会 〇		○ 古田知事	健康福祉部
岐阜県農業協同組合中央会 〇		〇 平木副知事	健康福祉部健康福祉部
大垣銀行協会 〇		○ 河合副知事	健康福祉部次長
日本政策金融公庫岐阜支店 〇		○ 教育長	健康福祉部長
岐阜労働局 〇		〇 警察本部警備部長	
出入口			

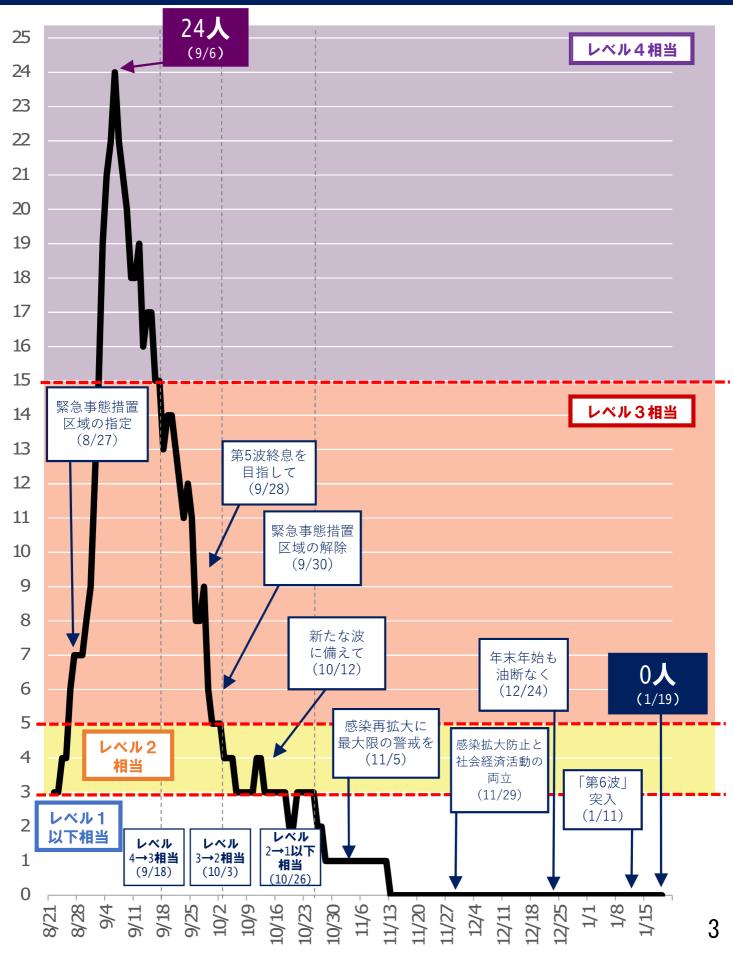
県の10万人あたり新規陽性者数 (7日間移動合計)の推移と県の対策



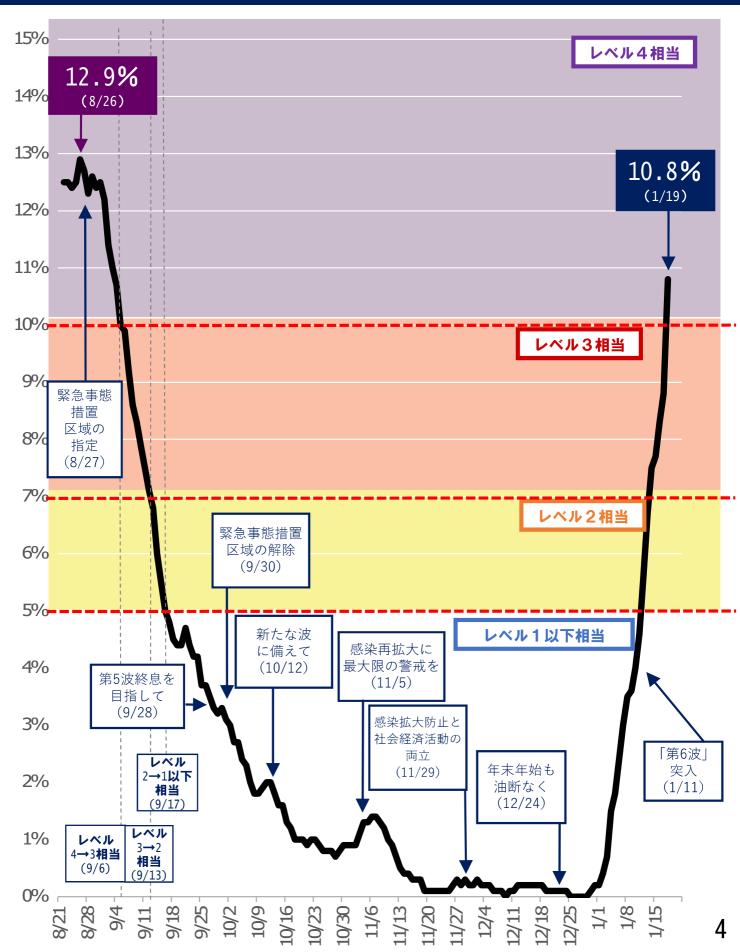
県の病床使用率の推移と対策

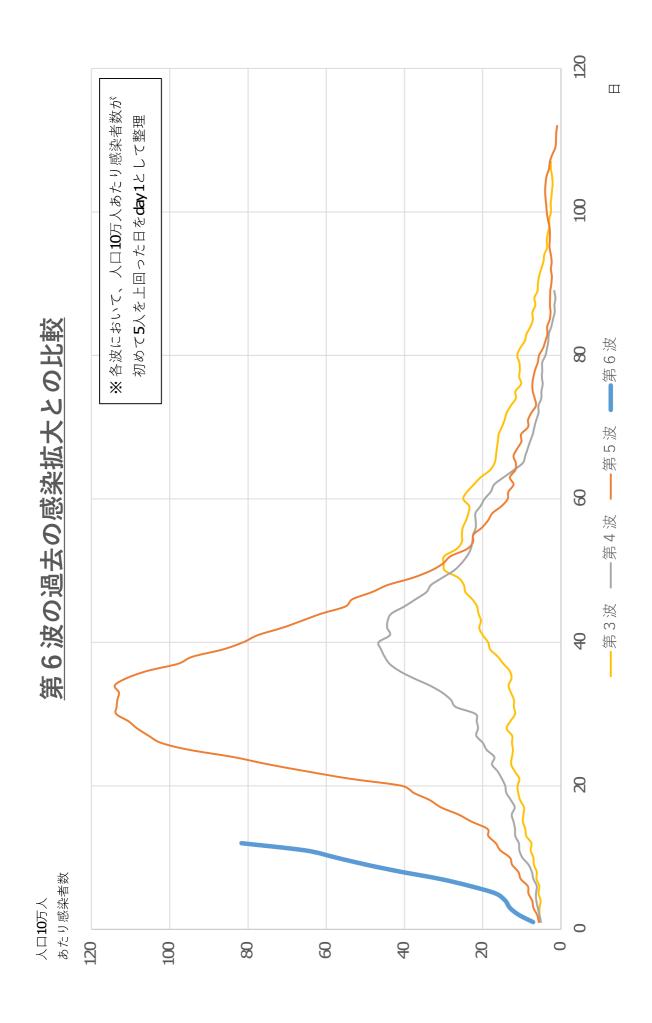


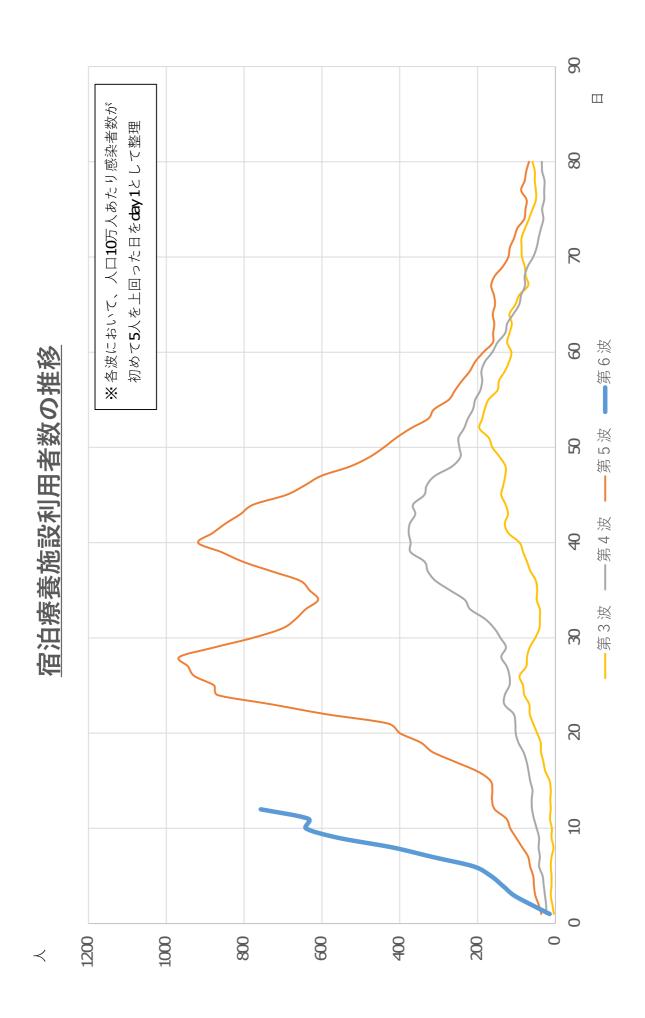
重症者数の推移と対策

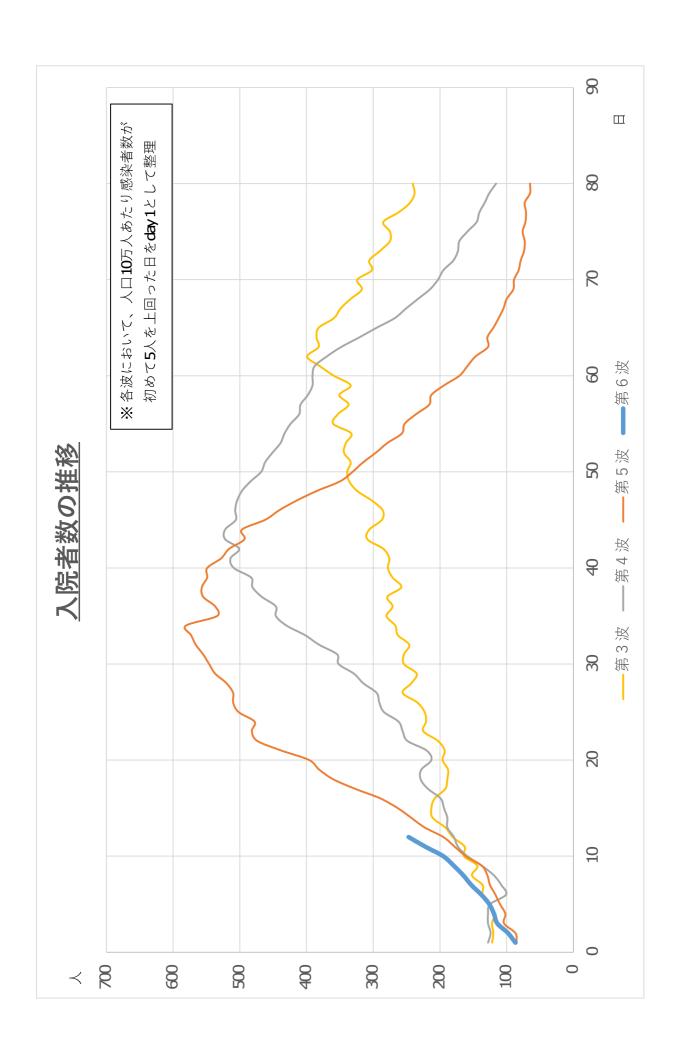


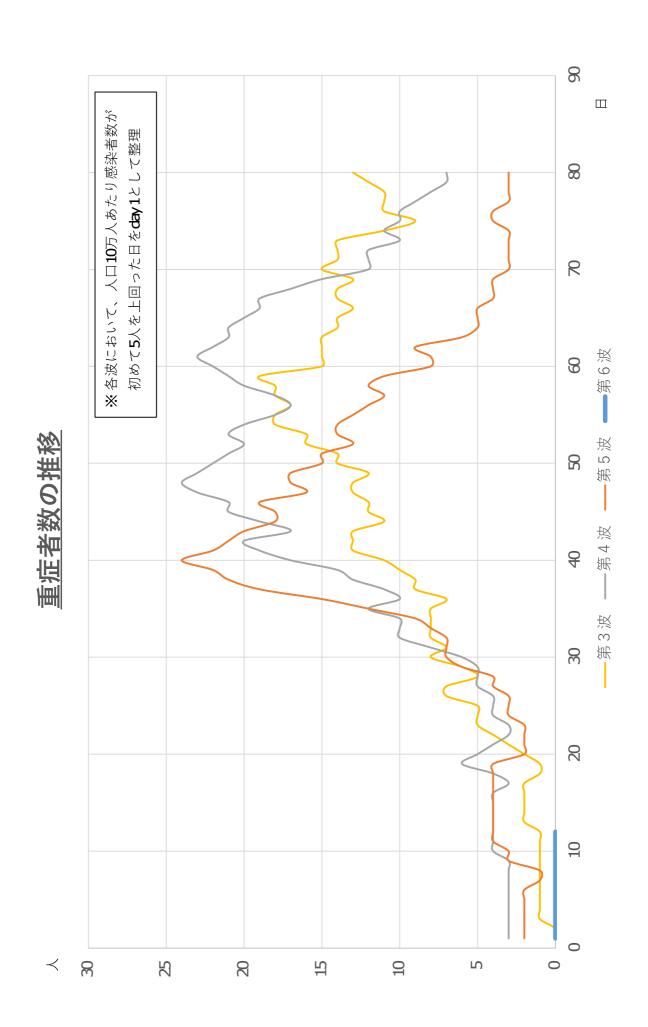
陽性率(7日間移動平均)の推移と対策











基準指標の状況 (令和4年1月19日公表数値)

項目	現状
新規陽性者数 (10万人対、7日間移動合計)	96.61人
病床使用率 ^{※1}	27.6%
がが反刑手	(247人/894床)
重症者数	0人
陽性率 ^{※2} (7日間移動平均)	10.8%

※1:入院患者数/確保病床数

※2. 新規陽性者数/行政検査+病院・診療所等検査数

(参 考)

県の基準指標

【1段階目】警戒を強化すべきレベルに達しているか(レベル1→2相当)

	新たな県指標	これまでの 国の目安 (ス テー ジⅡ→Ⅲ)
新規陽性者数(10万対、7日間移動合計)	15人	15人
病床使用率	15%	20%
重症者数	3人	
陽性率(7日間移動平均)	5 %	5 %

【2段階目】対策を強化すべきレベルに達しているか(レベル2→3相当)

	新たな県指標	これまでの 国の目安 (ス テージⅢ→IV)
新規陽性者数(10万対、7日間移動合計)	25人	25人
病床使用率	30%	50%
重症者数	5人	_
陽性率(7日間移動平均)	7 %	10%

【3段階目】避けたいレベルに達しているか(レベル3→4相当)

	新たな県指標
新規陽性者数(10万対、7日間移動合計)	50人
病床使用率	50%
重症者数	15人
陽性率(7日間移動平均)	10%

まん延防止等重点措置区域の指定を受けて(案)

令和4年1月20日

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

指定期間:令和4年1月21日から2月13日まで

昨日、本県は「まん延防止等重点措置区域」の指定を受けました。

このため、「『第6波』非常事態宣言(令和4年1月17日発出)」に加え、基本的対処方針に沿って、以下の措置を講じてまいります。

※ゴシック部分が追加部分

【県民への要請】

- ・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は自粛【法第24条第9項】
- 20時以降、飲食店等にみだりに出入りしない【法第31条の6第2項】
- ・ **感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛**(第三者認証店舗の利用を推奨)【法第24条第9項】
- ・ 飲食店等では、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を回避するなど、感染防止対策を再徹底【法第24条第9項】

【事業者への要請】

- ・ 飲食店等における営業時間短縮及び酒類提供停止【法第31条の6第1項】 別添参照
- 大規模な集客施設における入場者の管理等の実施【法第31条の6第1項】
- ・ 業種別ガイドラインの遵守【法第24条第9項】

【イベント・公的施設】

- ・ イベント等の参加人数の上限を2万人に制限【法第24条第9項】
 - ※ 参加人数が5千人超の場合は、感染防止安全計画を作成し、県に提出すること
- · 参加人数が千人以上又は全国的なイベントに対し、県の事前相談制度を導入
- ・ 県、指定管理者主催のイベント・講座については、可能な限りオンライン 又は中止・延期・無観客で開催
 - ※ チケット販売済み等の場合は、入場者半減など感染防止対策を徹底し開催
 - ※ プロスポーツは、各団体のガイドラインを遵守した上で開催
- ・ 県有施設については、屋内外問わず原則夜8時以降閉館
- ・ 上記のイベント、県有施設の対応について、市町村にも同様の取組みを要請

【検査体制の強化】

- ・ 感染不安を感じる方への薬局等における無料検査体制について、1月末 までの期限を2月末まで延長
 - (現在85カ所、3,400件/日の検査能力。今後も極力拡大。)
- ・ 高齢者・障がい者施設の従事者に対して定期的な予防的検査を実施

飲食店等への営業時間短縮及び酒類提供停止等の要請

1 対象区域

• 県内全42市町村

2 要請期間

- ・ 令和4年1月21日(金)から2月13日(日)まで(24日間)※ ただし、22日(土)及び23日(日)からの開始についても認める。
- **3 要請内容 【**特措法第31条の6第1項】
 - ・ 5時から20時までの営業時間短縮要請
 - ・ 酒類の提供(利用者による持ち込み含む)を行わないこと(終日)
 - ・ 同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食は避ける【法第 24 条第 9 項】 ※ ワクチン・検査パッケージ制度及び対象者全員検査による行動制限の 緩和は行わない。

4 対象業種

- ・ 飲 食 店:飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配、テイクアウトサービスを除く。結婚式場等は飲食店と同様の扱い。)
- ・ 遊興施設等:バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗(ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。)

5 協力金

- ・ 全期間要請に応じた場合のみ1店舗1日あたり以下の協力金を支給
 - ※ ただし、22日(土)及び23日(日)から開始した場合の支給額は、 23日間分ないしは22日間分とする。

中小企業:3万円~10万円

大 企 業:1日あたりの売上高の減少額×0.4 (上限20万円) (中小企業も選択可)

6 命令 過料

・要請に応じない飲食店等に対し、特措法に基づく命令・過料(最大20万円)の手続きを進める。

「第6波」非常事態宣言

令和4年1月17日決定 令和4年1月20日改訂

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

実施期間:令和4年1月21日から2月13日まで

今般、本県は「まん延防止等重点措置区域」の指定を受けました。 このため、本県の「『第6波』非常事態宣言」を改訂し、以下のとおり対策を 強化してまいります。

対策の詳細

|(文中の下線部分は、追加・強化部分となります。)

(1) 感染防止対策の徹底

①基本的な感染防止対策の継続

- ・ オミクロン株に対しても、これまで同様、以下の「基本的感染防止対策」 の徹底を継続。
 - ▶ マスク着用(不織布マスクで隙間なくフィット)
 - ▶ 手指衛生(頻繁な手洗い、消毒)
 - ➢ 密回避(密閉・密集・密接のどれか一つでも回避)
- ▶ こまめに換気(換気扇の常時稼働や窓・扉の開放による1時間に2回以上の換気)
- ▶ 体調管理(体調不良時には出勤・通学・出張・旅行を含む全ての行動をストップ)
- 感染リスクが高まる以下の「5つの場面」の回避。
 - ▶ 飲酒を伴う懇親会等(注意力が低下する、大声になりやすい)
 - ▶ 大人数や長時間に及ぶ飲食(2次会・3次会、深夜のはしご酒等)
 - ▶ マスクなしでの会話(車やバスでの移動の際も要注意)
 - ▶ 狭い空間での共同生活(寮の部屋やトイレなど共用部分は要注意)
 - 居場所の切り替わり(休憩室、更衣室、喫煙室等は要注意)

2 移動

- ・ まん延防止等重点措置区域など感染拡大地域をはじめ、不要不急の都道府 県間の移動は極力回避。やむなく移動する場合は、極力日帰りとし、出発前 及び帰宅時の検査受検を推奨。
- ・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は自粛。【法第24条第9項】

③飲食

- ・ 20時以降、飲食店にみだりに出入りしない。【法第31条の6第2項】
- ・ <u>感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用は避けて、</u>「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー取得店舗(第三者認証店)」を利用し、マスク会食(食事中は静かに。会話はマスク着用。)を徹底。【法第24条第9項】
- ・ 自宅含め、普段会わない人との会食を回避し、かつ大人数・長時間の飲食 を避ける(4人まで、2時間以内が目安)。
- 飲食店等では、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を回避。【法第24条第9項】
- ・ 飲食店等においては、第三者認証取得を奨励し、感染防止対策の遵守状況 に係る見回り現地調査及び遵守状況に応じた認証取消しを実施。

(2) 営業時間短縮、入場者の管理等の要請

・ 飲食店等に対し、以下のとおり営業時間の短縮及び酒類提供の停止を要請。 【法第31条の6第1項】

対象業種	飲食店:飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等 ※宅配、テイクアウトサービスを除く。結婚式場等は飲食店と同様の扱い。 遊興施設等:バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。
対象エリア	全42市町村
対象期間	1月21日(金)から2月13日(日)まで(24日間)
要請内容	・5時~20時までの営業時間短縮 ・酒類の提供(利用者による持ち込みを含む)を行わないこと(終日) ・同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食は避ける【法第24条第9項】 ※ワクチン・検査パッケージ制度及び対象者全員検査による行動制限の緩和は行わない。
協力金	・全期間要請に応じた場合のみ、1店舗1日あたり以下の協力金を支給。 ・ただし、22日(土)及び23日(日)からの開始についても認める。 その場合の支給額は23日間分ないしは22日間分とする。 中小企業:3万円~10万円 大企業:1日あたりの売上高の減少額×0.4(上限20万円) (中小企業も選択可)
過料	最大20万円

・ <u>要</u>請に応じない飲食店等に対し、特措法に基づく命令・過料(最大20万円)の手続きを進める。

・ 1,000 ㎡超の大規模な集客施設(生活必需物資・サービスの提供施設を除く)に対し、以下のとおり入場管理等を要請。【法31条の6第1項】

大規模施設の種類	施設例	要請等内容		
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、 プラネタリウム 等			
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議 室、文化会館、多目的ホール等			
ホテル等 (集会の用に供する部分に限る)	ホテル、旅館	・入場をする者の管理等 ※ 入場者の管理等とは、「入場者		
運動施設及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニス場、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、テーマパーク、遊園地等	が密集しないよう管理・誘導する等の措置」と「施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置」の双方を含む。 ・入場をする者に対するマスクの		
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園等	着用の周知		
遊技場	マージャン店、パチンコ店、ゲー ムセンター 等	・感染防止措置を実施しない者の 入場の禁止		
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係 る公衆浴場、射的場、勝馬投票券 販売所、場外車券売場 等	・会話等の飛沫による感染の防止 に効果のある措置(飛沫を遮る ことができる板等の設置又は利		
物品販売業を営む店舗 (生活必需物資を除く)	大規模小売店、ショッピングセン ター、百貨店 等	用者の適切な距離の確保等)		
サービス業を営む店舗 (生活必需サービスを除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エ ステティック業、リラクゼーショ ン業 等			

(3) イベント・公的施設

- ・ イベント等の参加人数の上限を2万人に制限。【法第24条第9項】
 - ※ 参加人数が5千人超の場合は、感染防止安全計画を作成し、県に提出すること (詳細は県公式ホームページを参照)
- ・ 参加人数が千人以上又は全国的なイベントに対し、県の事前相談制度を 導入。
- ・ 県、指定管理者主催のイベント・講座については、可能な限りオンライン 又は中止・延期・無観客で開催。
 - ※ チケット販売済み等の場合は、入場者半減など感染防止対策を徹底し開催
 - ※ プロスポーツは、各団体のガイドラインを遵守した上で開催
- ・ 県有施設については、屋内外問わず原則夜8時以降閉館。
- ・ <u>上記のイベント、</u>県有施設の対応について、市町村に対しても、地域の 実情に合わせ、同様の取組みを要請。

(4) BCP (事業継続計画)の徹底

1)共通事項

- ・ 病院、福祉施設、学校をはじめ、公共交通、電力等のインフラ関係を含む あらゆる事業所において、組織内感染やクラスター発生等により、大幅に事 業活動が低下することを想定したBCPを再確認(未策定の場合は、早急に 策定)。
- ・ 業界団体ごとに、想定される出勤率などBCPの数値目標を設定し、点検 を徹底。
- 県・市町村のBCPをオミクロン株の特性に応じ見直し。
- ・ 事業所ごとに「ぎふコロナガード」(感染対策を監視し、健康状態を確認 する責任者)を指定し、感染防止対策の全従業員への教育と現場点検を徹底。
- 業種別ガイドラインの遵守。【法第24条第9項】
- ・ 在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数を削減 するとともに、時差出勤、自転車通勤等により、人との接触機会を低減。

②福祉施設

・ 高齢者、障がい者施設において、「感染・まん延防止等チェックリスト」 による感染防止対策の再点検を徹底するとともに、県配信の研修会動画を 活用した施設内研修を再徹底。

③濃厚接触者の待機期間(10日間)の短縮

・ 社会機能を維持するために必要な事業に従事する者については、事業者による検査実施による陰性確認により、濃厚接触者になった場合の待機時間を通常の10日から6~7日に短縮。

(5) ワクチン追加接種(3回目接種)の前倒し

- 医療提供体制継続の観点から、接種を希望する医療従事者等への追加接種 を加速。
- ・ 国の方針変更を踏まえ、市町村接種計画の更なる見直しを実施。
- ・ 岐阜圏域(岐阜産業会館、2/5~)及び西濃圏域(ソフトピアジャパンドリームコア、2/6~)において、県大規模接種会場を開設。
 - ※岐阜会場は 1/24 から、西濃会場は 1/11 から順次、予約受付を開始 (各務原市民: 1/24~、岐阜市民: 1/28 以降~、大垣市民: 1/11~)

- ・ 職域接種についても前倒しに向け調整中。現時点で2回目接種を実施した全58会場のうち、37会場(64%)が追加接種を実施予定。
- ・ 国に対し、前倒しのためのワクチン供給を強く要請。供給状況を踏まえ、 県警察職員、消防、教職員を含めエッセンシャルワーカーへの追加接種を 前倒し。

(6) 検査体制の強化

- ・ ワクチン接種の有無に関わらず感染不安を感じる方が、無料で検査を受けられる環境について、1月末までの期限を2月末まで延長。 (現在85カ所、3,400件/日の検査能力を整備済み。今後も極力拡大。)
- ・ 高齢者・障がい者施設の従事者に対して定期的な予防的検査を実施。

(7) 学校における対応方針

- ・ まん延防止等重点措置等の適用を踏まえ、別添2に基づき、学校における 感染防止対策を強化。
- ・ 学級で1人でも陽性が判明した場合、保健所等の調査・判断を待たず、 速やかに学級全体を閉鎖(自宅待機)。学級閉鎖が同一学年に複数発生した 場合は学年閉鎖。学年閉鎖が複数発生した場合は臨時休校。
- ・ 部員で1人でも陽性が判明した場合、保健所等の調査・判断を待たず、 速やかに陽性者が所属する部活動を休止(部員全員を自宅待機)。

(8) 市町村独自の感染防止対策

• 各市町村において、地域の実情に応じた独自の強化対策を策定。

社会機能を維持するために必要な事業に従事する者

以下の事業に従事する者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・診療所・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・ 販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての 物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活 支援関係事業者)の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
 - ① インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・ データセンター等)
 - ② 飲食料品供給関係(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
 - ③ 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
 - ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)
 - ⑥ 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等)
 - ⑦ ごみ処理関係 (廃棄物収集・運搬、処分等)
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係 (火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等)
 - ⑨ メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等)
 - ⑩ 個人向けサービス (ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持する ために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
 - ① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
 - ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等)
 - ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等)
 - ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス (ビルメンテナンス、セキュリティ関係等)
 - ⑤ 安全安心に必要な社会基盤 (河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、 個別法に基づく危険物管理等)
 - ⑥ 行政サービス等 (警察、消防、教職員(公立私立を問わず)、その他行政サービス)
 - (7) 育児サービス、保育(幼稚園、保育所、託児所等。いずれも公立私立を問わず)

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場等)、 医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

新型コロナウイルスに感染症に関する学校の対応について

	まん延防止等重点措置等の指定期間 〇 コロナガードは家庭とも連携し、学校における感染防止対策を徹底 ・ 3密回避、常時換気、身体的距離確保、マスク着用	通常の期間
故	・ 「健康チェックカード」による毎日の体調確認 ・ 共用部分の定期的(1日1回以上)な消毒作業 等 〇 平日・休日間わず、「健康チェックカード」による体調確認の徹底	(同年)
業等	○ マスクを外す機会を極力減らすことの徹底○ 本人及び同居家族等が体調不良時等は登校しないことの徹底・ 同居家族等に感染が疑われる場合の対応を徹底	(同左)
	〇 感染リスクの高い教育活動は一時的に停止 (体育、合唱、管楽器演奏含む)	○ 感染リスケの高い活動は、リスケの低い活動と組み合わせ、短時間とするなど工夫(状況に応じ、休止を含め制限を検討) (体育、合唱、管楽器演奏含む)
レクドソ	○ 新型コロナワクチン接種後も感染防止対策を徹底 ○ 新型コロナワクチン接種に関する同調圧力や差別等のハラスメントにつながる行為の禁止を徹底	(同左)
飲食時	○ 食事前後の手洗い(手指消毒)、マスク着用の徹底 ○ 対面でない配席、「黙食」を徹底	(同左)
遠隔授業等	○ 集会や発表会等の実施は、オンラインを積極的に活用○ 不安等により登校できない児童生徒に対するオンライン等による学習支援の実施○ 公共施設等を利用した行事は、真に必要と認める場合、利用施設の感染対策を遵守して実施	(同左) 〇 受験生の場合、登校に不安がある場合は、オンラインによる在宅学習支援
課外活動	〇 修学旅行は中止又は延期 〇 学校行事や校外活動(遠足、就業体験等)は中止又は延期(真に必要な場合は県教委と協議)	○ 修学旅行は、「修学旅行実施マニュアル」に基づき実施 ○ 学校行事や校外活動(遠足、就業体験等)は、感染防止対策を徹底して実施
校内での	 ○ 部活動における感染防止対策 ・ 活動開始前の健康チェックカードによる健康状態の確認 ・ 外部訪問者との接触回避 ・ マスク着用の徹底 ・ ミーティングや軽度の運動、休憩、部室利用時) ・ 活動終了後の感染防止行動(終了後の速やかな下校等)の徹底 	(同左)
出事時の活動は	 ○ 練習時間 ・ 県内外間わず、練習試合、合宿等は禁止 (緊急事態措置区域の指定期間) ・ 次につながる大会等が2週間以内にある部活のみ、平日4日、2時間以内(土日は、いずれか1日、3時間以内) (まん延防止等重点措置区域の指定期間) ・ 平日4日、2時間以内(土日は、次につながる大会等が2週間以内にある部活のみ、いずれか1日、3時間以内) 	○ 「岐阜県中学校部活動指針」又は「岐阜県高等学校部活動ガイドライン」に 準拠して実施 (週当たり2日以上休養、少なくとも平日1日、休日1日以上の休養日、平日 2時間・休日3時間程度の活動) ○ 対外試合等は日帰りを基本として実施(「緊急事態措置を実施すべき区域」 指定地域を除き、訪問先の感染状況・感染防止対策を確認して実施)
禁即氏從	〇 感染リスクの高い活動は回避	○ 感染リスクの高い活動は他の練習メニューを組み合わせ、短時間とするなど工夫(状況に応じ、休止を含め制限を検討)
	○ 寮・寄宿舎における感染防止対策 ・ チェックリストに基づく感染症対策の遵守・確認を徹底 ・ 原則一人一軍(難しい場合は感染防止対策を徹底) ・ 居室利用者以外の者の入室禁止 ・ 定期消毒の徹底、「健康チェックカード」による体調確認	(同左)
	〇 学校外の日常生活における感染防止対策 ・ 健康チェックカードによる健康状態の確認を徹底 ・ 心配な症状(高熱、味覚異常等)がある場合は、学校に連絡の上、医療機関を受診	(同左)
	県内外間わず、	○ 「緊急事態措置、まん延防止等重点措置区域」の指定地域への不要不急の外 出自粛
	○ 「飲食」リスクへの最大限の注意・ 大人数での食事を回避、食事前後のマスク着用・ 「カラオケ」など、集まっての飲食等の徹底回避	引添 (子回)

福祉施設に対する予防的検査事業について

【令和3年4月~11月実績】

- ○岐阜県実施分 9万8千件検査(うち陽性9件・陽性率0.009%)
- ○岐阜市実施分 2万3千件検査(うち陽性4件・陽性率0.017%)

【令和4年1月まん延防止重点措置区域の指定に伴う対応】

- ○令和4年1月7日改定の基本的対処方針
- ・緊急事態宣言区域、重点措置区域に指定された都道府県等は、集中的実施 計画を策定し、感染多数地域の高齢者施設等の従事者等に対する検査の頻 回実施を行う。
- ○21日からまん延防止重点措置区域に指定されることに伴い、できるだけ 速やかに福祉施設への予防的検査を開始。

(対象地域)

・県全域(岐阜市内については、岐阜市が実施)

(対象施設)

・高齢者および障がい者入所施設、通所等サービス事業所の従事者 約8万人

(事業期間)

・令和4年1月末(検査機関と調整中)から3月

(検査方法・頻度)

・ 唾液による P C R 検査 各施設月 2 回まで (2 週間に 1 回程度まで)

県内無料検査登録事業者一覧(1月19日時点)

参考資料2

市町村 実施場所 抗原 PCR V drug 岐阜大学病院前薬局 0 0 0 V·drug 正木薬局 0 0 V drug 領下中央薬局 0 ウエルシア薬局 岐阜加納本石町店 0 ウエルシア薬局 岐阜鷺山店 0 0 ウエルシア薬局 岐阜福光西店 0 0 0 ウエルシア薬局 岐阜琴塚店 クスリのアオキ 岐阜県庁前薬局 0 0 クスリのアオキ 岐阜県庁南薬局 0 0 クスリのアオキ 鷺山薬局 0 0 クスリのアオキ 則武薬局 0 0 岐阜市 クスリのアオキ 野一色薬局 0 0 クスリのアオキ 細畑薬局 0 0 0 クスリのアオキ 北島薬局 0 0 クスリのアオキ 芥見薬局 0 0 クスリのアオキ 上尻毛薬局 0 クスリのアオキ 加納桜道薬局 0 0 0 クスリのアオキ 上川手薬局 0 ユタカ薬局 長森 0 ピノキオ薬局 忠節店 0 0 岐 阜 【衛】国産薬品工業株式会社 0 (41)【衛】中京臨床検査センター岐阜 0 【医】なかうずらクリニック 0 クスリのアオキ 竹鼻薬局 0 0 羽島市 0 クスリのアオキ 福寿薬局 0 スギ薬局 羽島正木店 0 V•drug 蘇原薬局 0 クスリのアオキ 東島薬局 0 クスリのアオキ にんじん通り薬局 0 0 0 クスリのアオキ 蘇原申子薬局 0 クスリのアオキ 鵜沼東薬局 0 0 各務原市 クスリのアオキ 川島薬局 0 0 0 0 クスリのアオキ 三ツ池薬局 【医】小島ファミリークリニック 0 0 【医】たけうち内科 0 【医】二宮医院 0 山県市 クスリのアオキ 高富薬局 0 0 【医】松波総合病院 0 笠松町 0 【医】まつなみ健康増進クリニック 0 クスリのアオキ 北方高屋薬局 0 北方町 クスリのアオキ 北方中央薬局 0 0

		※【衛】衛生検査所、【医】	医疗	—— 巻即
圏域	市町村	実施場所	抗原	
	-	V·drug 大垣築捨薬局	0	0
		V·drug 大垣林町薬局	0	0
		クスリのアオキ 大井薬局	0	0
	大垣市	クスリのアオキ 中野薬局	0	0
西		├────────────────────────────────────	0	
濃		├────────────────────────────────────	0	
(11)		【医】沼口医院	0	0
		V·drug 養老押越薬局	0	0
	養老町	ユタカ調剤薬局 養老	0	
		V · drug 池田調剤薬局	0	0
	池田町	ピノキオ薬局 池田店	0	
		V · drug 中濃厚生病院前薬局	0	0
	関市	├── クスリのアオキ 鋳物師屋薬局	0	0
		【医】竹内医院	0	
	美濃市	 V・drug 美濃インタ ー 薬局	0	0
		クスリのアオキ 新池薬局	0	0
	美濃加茂市	クスリのアオキ 美濃太田薬局	0	0
中		【医】岐阜健康管理センター すこやかクリニック	0	0
濃		V·drug 広見薬局	0	0
(15)		ウエルシア薬局 可児広見店	0	0
	可児市	ウエルシア薬局 可児中恵土店	0	0
		クスリのアオキ 下恵土薬局	0	0
	37 I -	V·drug 和良診療所前薬局	0	0
	郡上市	ユタカ調剤薬局 五町	0	
	八百津町	V • drug 八百津薬局	0	0
	白川町	【医】白川病院		0
		V·drug 前畑薬局	0	0
		V・drug 多治見旭ヶ丘薬局	0	0
	多治見市	V • drug 多治見駅南薬局	0	0
		V·drug 根本薬局	0	0
		クスリのアオキ 宝町薬局	0	0
東 濃 (12)		V·drug 中津川東薬局	0	0
派 (12)		まるみはなの木薬局	0	
	中津川市	はなの木薬局	0	
		やさかはなの木薬局	0	
		【医】今井医院	0	0
	恵那市	V·drug 恵那薬局	0	0
	土岐市	クスリのアオキ 土岐肥田薬局	0	0
		V·drug 高山中央薬局	0	0
飛騨(6)	高山市	V·drug 高山南薬局	0	0
		クスリのアオキ 上岡本薬局	0	0
		V·drug 神岡薬局	0	0
	飛騨市	【医】まちなか簡易検査センター(古川会場)	0	
		【医】まちなか簡易検査センター(神岡会場)	0	
計		85か所	79	70

生命・健康・暮らしを守るための行動を!

~美濃加茂市 オミクロン株 緊急事態宣言~

<期間:令和4年 | 月 | 8日~まん延防止等重点措置期間>

全国的に新型コロナウイルス感染症が急増し、市内においても | 月 | | 日以降の直近 | 週間で 9 3 名の感染が確認されています。県下でも、人口 | 0 万人当たりの新規感染者数は最も多い市です。若い世代を中心に、帰省・成人式・同窓会などに関連した会食等で感染が拡がり、高校や保育園などでクラスターが発生している状況となっています。

このまま感染が拡大すると、医療体制がひっ迫する可能性もあり、市民の皆様の生命・健康・暮らしを脅かす状態となります。感染力の強いオミクロン株であっても、マスクの着用、手指消毒、3密の回避、こまめな換気、体調不良時は行動をストップすることで、基本的な感染防止は可能であると言われています。

市民の皆様におかれましては、ご自身や大切な人の生命・健康・暮らしを守るため、基本的な感染防止対策の徹底はもちろんのこと、一人ひとりがこれまで以上に強い自覚を持ち、感染拡大阻止のために、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

市民の皆様へ

- Ⅰ 基本的な感染防止対策の徹底
 - ・マスクの着用(不織布マスクを推奨)
 - ・手指消毒の徹底(帰宅時など頻繁な手洗い)
 - ・3密の回避(密閉空間、密集場所、密接場面を避ける)
 - ・体調不良時は行動ストップ (発熱、喉の痛みなどの症状がある場合は、出勤・通学を含む行動を控 える)
- 2 飲食店利用時の留意事項
 - ・普段会わない人との会食を回避
 - ・飲食は短時間(2時間以内)、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を回避
 - ・新型コロナ対策実施店舗向けステッカー掲示店舗の利用

事業者の皆様へ

- ・テレワークや時差出勤を推奨
- ・イベント開催時はワクチン接種証明等の確認など感染防止対策を徹底
- ・体調不良時や家族の感染疑い時など、休みやすい環境づくり
- ・飲食店においては、アクリル板の設置、消毒液の設置、マスク会食の 徹底、換気の徹底など

行政の対策強化のポイント

【感染防止対策の周知・徹底】

- ・県の非常事態宣言に合わせて、市長による行政防災無線での注意喚起
- ・ホームページ、防災行政無線、すぐメール、Twitter、LINEを活用し、基本的な感染防止対策を周知・徹底するとともに、3回目のワクチン接種の情報を周知する
- ・商工会議所を通じて、各事業者に対して基本的な感染防止対策の周知 【外国人市民に対する対策】
 - ・外国人コミュニティ(施設、店舗、教会等)を通じた注意喚起
 - ・外国人雇用企業(外国人労働者派遣事業者含む)に対する注意喚起
 - ・防災行政無線、すぐメール、YouTubeを活用し、英語、ポルトガル語、タガログ語で注意喚起
 - ・外国人が集まる店舗等に、警察署等と連携して巡回指導

【公共施設の利用制限】

- ・屋内公共施設での会食禁止
- ・屋内公共施設の利用定員を I / 2以下とし、定員の定めのない施設は 施設面積を 4 ㎡で除した人数以下とする
- ・発熱など体調不良者の入館禁止(すべての屋内公共施設に非接触体温 計の設置済)

【ワクチン接種】

- ・初回接種の未接種者に対する体制づくり(個別医療機関での接種)
- ・早期に3回目接種ができるよう、接種券の発行の前倒し
- ・小児(5~11歳)が安心・安全に接種できるように医療機関と連携

【業務継続計画:BCP】

- ・市職員の60%が濃厚接触者または感染者となり、出勤停止となった場合、市民の生活に影響しないような体制づくりを見直す
- ・市内事業者に対して、想定される出勤率など事業継続計画を設定し、 点検を徹底するように周知する

【その他】

・新しい生活様式に対応するため、ぴったりサービス等の電子申請を積 極的に活用する

今後の経済対策

- ・市内の需要喚起を図るため、地域循環型の経済対策を検討します
- ・市内事業者の継続・発展を図るため、変化対応型の経済対策を検討し ます
- ・キャッシュレス事業者との連携により、市独自のポイント還元を行い 消費全体の底上げを図る経済対策を検討します

2 イベント、市有施設等の対応方針

<県の要請による|月2|日~2月|3日の対応方針(案)>

(1)イベント等の取り扱い

市、指定管理者主催のイベント、各種講座については、可能な限りオンライン又は中止・延期・無観客で開催する。

なお、民間団体等イベント主催者に対しては、イベント等の開催にあたり、県のコロナ 社会を生き抜く行動指針(以下、「県の指針」とする。)に基づいた感染防止対策を徹 底するよう要請していく。

(2) 市有施設の取り扱い

すべての市有施設は、「新型コロナウイルス感染症流行時における岐阜市行政機能の 確保に関する行動計画」に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、市の催事施設は、県の指針に基づいた感染防止対策を徹底する。 なお、市有施設は、屋内外問わず、原則、開館時間を20時までとする。

【開館時間を20時までとする主な市有施設】

○みんなの森 ぎふメディアコスモス、コミュニティセンター、公民館、市民会館、文化センター、 長良川国際会議場、体育館、長良川うかいミュージアム、図書館分館、少年自然の家

(3)キャンセルに伴う使用料の返還方針

新型コロナウイルス感染症を理由に自粛したイベントや講座、市有施設の開館時間短縮により開催できなくなったイベント等に関する使用料については、基本的に徴収しない。

【対象期間】令和4年1月21日(金)~令和4年2月13日(日)

<現在の対応方針>(参考)

(1)イベント等の取り扱い

市が単独で実施するイベント及び各種講座の開催にあたっては、県のコロナ社会を生き抜く行動指針(以下、「県の指針」とする。)に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、市が関与する実行委員会等主催者や民間団体等イベント主催者に対しては、イベント等の開催にあたり、県の指針に基づいた感染防止対策を徹底するよう要請していく。

(2)市有施設の取り扱い

すべての市有施設は、「新型コロナウイルス感染症流行時における岐阜市行政機能 の確保に関する行動計画」に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、市の催事施設は、県の指針に基づいた感染防止対策を徹底する。

参考 1

岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議席表

<u>2022年1月21日</u>

	i	浅井 副市長		市長		谷山副市長	<u>.</u>	
							1	
教育長								市長公室長
市民病院 事業管理者								企画部長
市民病院長								財政部長
上下水道 事業部長								行政部長
基盤整備部長								ぎふ魅力づく り推進部長
都市建設 部長								経済部長
まちづくり推進部長								市民生活部長
消防長								福祉部長
防災監兼 都市防災部長								子ども 未来部長
環境部長								市民協働推進部長
工事検査 室長								会計管理者
薬科大学 事務局長								議会 事務局長
女子短期大学 事務局長								監査委員 事務局長
教育委員会 事務局長					,			
		市長公室広報参与	-	保健衛生部長兼保健院	沂長	行政部分管理審認	危機 義監	
				事 務 局				

1月21日(金)~ 2月13日(日)

新型コロナウイルス感染症

岐阜市「第6波」感染拡大阻止宣言

<現在起きていること>

- 30代以下の若い世代で感染が拡がり、全感染者の7割を超えている。
- 医師や看護師、救急隊員が感染者や濃厚接触者となり、医療現場や救急搬送に影響。
- 子ども達の中で感染が拡がり、小学校や幼稚園、こども園、保育園が閉鎖。
- 閉鎖により、エッセンシャルワーカーを含め働く世代が出勤できない状況となっている。

<今後、さらに感染者や濃厚接触者が増加すると>

社会・経済の基盤となる様々な領域の機能が低下。

- 皆様の生活や、社会・経済を守るため、 一人ひとりの感染防止対策の徹底をお願いします。
- 感染急拡大による社会・経済の機能の低下を防ぐため、 本市として下記の対策を実行します。

岐阜市の対策

危機意識の醸成

<感染しない!感染させない!ための基本的感染防止対策>「マスクの着用」、「手指衛生」、「こまめな換気」、

「密回避」、「体調不良時の行動ストップ」

● 市の公式ホームページや、SNSなどを通じて、感染防止対策徹底の呼びかけを実施。

飲食店等への時短要請(県全域)

● まん延防止等重点措置期間は、飲食店等の営業時間は5時から20時までとなること、 酒類は終日提供しないことを、飲食店に周知徹底。そのうえで、各飲食店等が時短要請に応じられているか確認。

ワクチン追加接種(3回目接種)の前倒し

● ワクチン追加接種の前倒しに向けた計画の見直しを実施。

高齢者・障がい者施設の従事者に対する予防的検査

● 重症化リスクのある高齢者・障がい者への感染を防ぐため、 高齢者・障がい者施設の従事者に対し予防的検査を実施。

感染急拡大時の感染者への対応

- 陽性者には、速やかに保健所から連絡し、陽性となられたことによる不安を解消。
- オール市役所でマンパワーを総動員し、 県と連携しながら、陽性者のフォローアップを確実に実施。

イベント、市有施設の対応

県の要請により

- 市、指定管理者主催のイベント・講座については、 可能な限りオンライン又は中止・延期・無観客で開催。※チケット販売済み等の場合は、入場者半減など感染防止対策を徹底し開催。
- 市有施設は、屋内外問わず、原則夜8時以降閉館。

令和4年1月21日 岐阜市長 柴橋正直